

保存活用計画書

景観資産の名称	琴引浜の景観
申請者	京丹後市・琴引浜の鳴り砂を守る会

代表写真



1 位置及び範囲

【位置】



【登録範囲と範囲設定の考え方】

- ・海岸の砂浜だけでなく地先の公有海面及び背後の古砂丘をあわせて国指定の天然記念物及び名勝指定のエリアを景観の対象場として設定する。



2 自然、歴史、文化等からみた特性

景観資産の魅力

- ・琴引浜は古来から知られた白砂青松の景勝地として、多くの文人がその景観に魅せられた作品を残すなど歴史的な背景を持っている。
- ・琴引浜には京丹後市を代表する美しい自然が残り、背後の古砂丘も広い範囲でよく残り、手つかずの自然が残され、鳴砂を有するわが国の海岸地形を代表する景観である。

自然的特性

- ・鳴砂の主成分は石英であり、その摩擦により「クックッ」という音を発する。少しの汚れでも鳴かなくなることから、不純物やゴミが非常に少ない状態である。
- ・現在、鳴き砂の浜として確認されているのは全国で20から30箇所程度である。

歴史・文化特性

歴史的経過

- ・昭和51年 琴引浜を旧網野町で名勝に指定である。
- ・昭和56年 琴引浜の鳴き砂を旧網野町で天然記念物に指定
- ・平成8年度 「日本の渚百選」・「残したい日本の音風景百選」に選定
- ・平成13年 網野町美しいふるさとづくり条例を制定し、琴引浜を禁煙ビーチとする。
- ・平成16年 丹後6町が合併して京丹後市誕生。
琴引浜が市指定天然記念物、市指定名勝となる。
- ・平成19年 琴引浜が国指定天然記念物及び名勝となる。

文化的特性

- ・琴引浜は白砂青松の景勝地として、戦国武将細川幽斎、細川ガラシャ、与謝野晶子・寛（鉄幹）が和歌を詠むなど歴史的な背景を持つ。

根上がりの 松に五色の 糸かけ津

琴引き遊ぶ 三津の浦浜 細川幽斎

名に高き 太鼓の浜に 聞く秋の

遠にも渡る 秋の夕さめ 細川ガラシャ

おく丹後 おくの網野の 浦にして

入日をおくる 旅人となる 与謝野晶子

遠く来て 我が行く 今日の喜びも

ともに音を立つ 琴引の濱 与謝野寛

- ・また琴引浜の不思議な鳴き砂についても古くから知られており、江戸時代の科学者として有名な木内石亭が「雲根志」の中で琴引浜のことを記している。



昭和40年頃の琴引浜



昭和15年琴引浜を訪れた与謝野夫妻

周辺環境との関係

- ・琴引浜には消波ブロックなどのコンクリート構造物がなく、自然のままの状態を保たれている。

3 景観の保存、育成及び創造に関する事項

法律や条例などによる規制 ~

・国指定天然記念物及び名勝

琴引浜の今回登録申請した部分については、国指定天然記念物及び名勝に指定されている。

・丹後天橋立大江山国定公園の指定

琴引浜は丹後天橋立大江山国定公園のうち、砂浜については一種地、砂浜の背後の古砂丘等の部分については2種の指定範囲となっている。

景観づくりの目標像

- ・琴引浜は、白砂青松の景勝地であり、背後の古砂丘とともに手つかずの自然景観が良好な状態で残っている。この地域は、同時に夏場を含め京丹後市でも最も海水浴客の多い場所である。このように観光客が多い場所であり、観光は地域の経済を支えている重要な基幹産業で多くの旅館・民宿などが存在する。従って、この観光業や観光客を排除したりするものではなく、「保全」と「観光」を両立させ、地域のシンボルとしての景観づくりを進めます。

景観づくりの取組

[現状]

琴引浜の砂浜の清掃活動

- ・「掛津区」「遊区」「琴引浜の鳴り砂を守る会」という地元区が海岸清掃を実施しています。

琴引浜の禁煙のための海岸パトロール

- ・「京丹後市美しいふるさとづくり条例」に基づき、砂浜での禁煙に取り組んでいる。

[課題]

琴引浜の海岸汚染

- ・海岸は海からの漂着物や観光客によるゴミ・たばこの灰などにより景観が損なわれ、海岸を美しく保つためには、多くの人手と労力が必要となる。特に外国船や近隣諸国からの漂着物の量が年間にすると相当量となっている。

[解決のためのアイデアや方針]

琴引浜の整備への配慮

- ・この琴引浜は本年に国指定天然記念物及び名勝となり、単に浜の清掃だけを行えばよいのではなく、「鳴き砂」を守り続けるという重要な役割も課せられています。砂浜部分については人工的な構造物など設置することにより砂の成分が変化することにより、「鳴き砂」の音がしなくなる可能性を抱えており、今後の必要な構造物においても、細心の配慮が必要となる。
- ・2001年から実施しているビーチ内での禁煙条例を今後も継続する。
- ・琴引浜の背後に広がる古砂丘についても松の保全事業などによる松くい虫対策、間伐などの手入れや環境に優しい材料での遊歩道の整備なども必要であり、自然と調和のある整備を行う。

4 景観を活かしたまちづくりへの展開に関する事項

景観を活かしたまちづくり活動

[現状]

はだしのコンサート

- ・毎年6月の日曜日に、海岸で拾ったゴミをチケットとして入場できる「はだしのコンサート」を開催して、環境保護の必要性や琴引浜の美しい自然の中で人気ミュージシャンの生演奏や歌を楽しんでいただいている。

琴引浜鳴き砂文化館での琴引浜の鳴き砂体験と琴引浜のPR

- ・京丹後市では琴引浜の美しい自然と不思議な鳴き砂を体験してもらうために「琴引浜鳴き砂文化館」を設置して、観光客や小中学生等に琴引浜の美しい自然と鳴き砂の音などをPR

[課題]

観光との連携

- ・美しい自然景観と観光との調整を図ることが重要であり、すばらしい自然の資産を観光や地域づくりに活かしていく必要があります。

[景観を活かしたまちづくり活動のアイデアや方針]

まちづくり活動

- ・本年に国指定天然記念物及び名勝に指定されました。これまで素晴らしい音を子供たちに残すために、「琴引浜鳴り砂を守る会」では毎年、環境問題をテーマとしたフォーラム・シンポジウムに取組、また同じ鳴き砂のある町との交流を深め、環境問題の解決に少しでも役に立つ取組をしています。今後も引き続き鳴き砂を守るための活動を行い、多くの方々に古代から続くこの砂の音を体験いただき、観光産業の活性化及びまちの活性化・市民のつながりになることを目標とします。

5 その他

- ・特になし

参考資料

提案団体の概要

組織名称

- ・琴引浜の鳴り砂を守る会

設立日、主たる事務所等の所在地、会員数

【設立日】昭和62年6月13日 設立

【事務所所在地】京丹後市網野町掛津56番地

【会員数】280人（平成20年1月現在）

設立目的

- ・貴重な鳴き砂を守り、将来に伝えていく。

主な実施事業

- ・琴引浜鳴き砂文化館の展示作成及び運営管理
- ・鳴き砂保護のための講演会・シンポジウムの開催
- ・鳴き砂保護活動
- ・浜辺の清掃活動
- ・インターネットのホームページ開設
- ・琴引浜の禁煙ビーチの取組み及びパトロール

景観資産の登録範囲における貴団体の活動対象範囲

- ・登録範囲は全域活動範囲内
- ・掛津区、遊区の住民、市民及び一般人

景観資産の登録範囲における貴団体の活動内容

- ・海水浴シーズンの禁煙パトロール
- ・漂着物の除去
- ・浜辺の清掃活動
- ・イベントを通じた環境保護の啓発活動

登録範囲における景観に関する規制誘導事項のまとめ

都市計画関連

- ・都市計画区域外

農林水産関連

- ・特に指定なし

公園法関連

- ・国指定天然記念物及び名称（平成19年）
- ・丹後天橋立大江山国定公園の指定区域内
 - 第1種特別地域（砂浜）
 - 第2種特別地域（砂浜背後の古砂丘）
 - 普通地域

その他

- ・昭和51年 琴引浜を旧網野町で名勝に指定
- ・昭和56年 琴引浜の鳴き砂を旧網野町で天然記念物に指定
- ・平成8年度 「日本の渚百選」・「残したい日本の音風景百選」に選定
- ・平成13年 網野町美しいふるさとづくり条例を制定（琴引浜を禁煙ビーチ指定）
- ・平成16年 丹後6町が合併して京丹後市誕生。
琴引浜が市指定天然記念物、市指定名勝指定
京丹後市美しいふるさと条例
- ・平成19年 琴引浜が国指定天然記念物及び名勝指定